

今は知らず、我が若かりし頃、外つ國に旅立たむとする者に先達の強く戒めて曰く、妄りに詫ぶること勿れと。その意は、我國にては己に非なくとも形の上にて謝することにより相互の關係を和ませ事を丸く納むること屢なれど、異國にてはさに非ず。謝することは自己の非を認むることなれば、その償ひを免るることなし。特に自動車事故において、*I'm sorry.*の一言は裁判上決定的不利を招くこと肝に銘ずべしと。

思ふに日本の社會において詫ぶるは單に己の過失、罪、責任を認むることには非ず。

同時に相手に寛容を求むる意を籠め、更に甚だしきは謝罪それ自體を以つて償ひに換ふることを期待す。

社會一旦この期待に應ふるときは、自尊心なき輩は、己に非なき場合も、あり得べき一切の面倒を避くる安價なる手段として謝罪を用ゐるに至る。

本日偶々テレビにて一警察官不法ドラッグ所持の嫌疑により逮捕せられ、上司謝罪せる旨報ぜられぬ。上司如何なる法的根據によつても部下の私生活を監督する權限なし。されば彼に謝罪をなすべき謂れ全くなし。また謝罪に見合ふ償ひをなす用意もなし。これ我國を蝕む事勿れ主義の一例なり。

企業の代表者の新聞記者會見にて社員の不始末につき謝罪すること枚擧に遑なし。巷間に言ふ、コンサルタント兔に角謝罪せよと指導すと。社員の不始末、企業の業務監督責任の範圍内のことなればそは當然のことなり。されどそれ彼の私生活に係ることなれば、社長等の謝罪は不見識の一語に盡く。事件再發を防ぐため雇用契約の中に私生活監視のための條項を設けむとの所存なるか。

かかる曖昧模糊たる法感覺社會に瀰漫する限り、如何に英語教育に資本を投ずとも、國際社會に通用すべき論客を養成することは難かるべし。